

極秘

物價行政機構改善強化ニ関スル件

(二、二、二八)

物價ニ関スル統制事務ノ適正且強力ナル運営ヲ図ルガ爲左記ニ依リ中央、地方ニ於ケル物價行政機構ノ改善強化ヲ行フモノトス

第一 中央物價行政機構

(一) 関係國務大臣、貴衆兩院議員、業界代表、一般消費者代表等ヨリ成ル中央物價安定委員ヲ設ケ之ヲ物價ニ関スル最高ノ審議機關トシ物價ニ関スル重要事項ハ必ズ之ガ議決ヲ經ルヲ要スルコトトシテ物價行政ノ綜合的運営ヲ圖ルコト

(二) 物價統制令ノ適用ヲ受クル價格等ノ主務大臣ハ大藏大臣及物資等ノ所管大臣トスルコト

(三) 大藏省物價部ヲ物價安定局ニ改メ物價統制令ニ依ル中央物價安定委員會、中央事務局の機能ヲ有セシムルモノトシ物價政策一般ニ関スル事務外新ニ價格等ノ査定、價格等統制ニ関スル監査、經濟情勢ニ関スル統計調査等ニ從事セシムル爲相當數ノ職員ノ增加ヲ行フコト

(四) 生活必需物資及基礎物資ノ割當計畫ニ付テハ各省ハ物價安定局ト協議決定スベキコト

第二 地方物價行政機構

(一) 各都道府縣ニ地方物價安定委員會ヲ設ケルト共ニ之ガ適正且円滑ナル運営ニ即應シ地方ニ於ケル行政機構ヲ強化スルコトトシ各都道府縣經濟部ニ新ニ物價課ヲ設置シ所要ノ職員ヲ増置スルコト

(二) 地方ニ於ケル物價行政ノ連絡調整ヲ圖ル爲地方行政事務局ニ物價調整協議會(假稱)ヲ設ケルコト

(三) 物價秩序ノ保持ニ當ラシムル爲物價監視委員制度ヲ設ケルト共ニ物價ニ関スル統制ノ取締ヲ強化適切ナラシムル爲司法官及警察官吏ノ増員ヲ行フコト